



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

- *55 和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (建築住宅課) 2

○ 告示

- 469 介護保険法による指定訪問介護事業所、指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防訪問
介護事業所の指定の取消し (長寿社会課) 3
- 470 指定障害児通所支援事業者の廃止 (障害福祉課) 3
- 471 指定障害児通所支援事業者の指定 (") 3
- 472 " (") 4
- 473 指定自立支援医療機関の指定の辞退 (") 4
- 474 指定自立支援医療機関の指定 (") 4
- 475 " (") 4
- 476 " (") 5
- 477 " (") 5
- 478 " (") 5
- 479 " (") 5
- 480 " (") 6
- 481 " (") 6
- 482 " (") 6
- 483 " (") 6
- 484 " (") 7
- 485 " (") 7
- 486 " (") 7
- 487 救急病院の申出の撤回 (医務課) 7
- 488 救急病院の認定 (") 8
- 489 " (") 8
- 490 救急診療所の認定 (") 8
- 491 " (") 8
- 492 信太村大字下中土地改良区の役員の退任 (農業農村整備課) 8
- 493 清算法人信太村大字下中土地改良区の清算人の退任 (") 9
- 494 小田井土地改良区の定款変更の認可 (") 9
- 495 公共測量の終了 (技術調査課) 9
- 496 道路の区域変更 (道路保全課) 9
- 497 道路の供用開始 (") 10
- 498 昭和32年和歌山県告示第371号(海岸保全区域の指定)の一部改正 (港湾空港振興課) 10
- 499 昭和33年和歌山県告示第221号(海岸保全区域の指定)の一部改正 (") 12

○ 人事委員会告示

- 5 平成30年度和歌山県職員採用I種試験の実施 14

規 則

和歌山県規則第55号

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県営住宅条例施行規則（平成9年和歌山県規則第95号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居者資格) 第1条の3 略 2・3 略 4 条例第6条第2号アの規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1)・(2) 略 (3) <u>同居者に15歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にある者がある場合</u> (4) <u>県営住宅への入居予定日において、入居者及びその配偶者である同居者の年齢がいずれも40歳未満であって、かつ、その婚姻期間が婚姻の届出の日（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は、その事実を証明する書類におけるその事情が生じた日）から2年を経過していない場合</u></p> <p>(特別の事情があると認められる者) 第2条の2 条例第9条第2項第9号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)・(2) 略 (3) <u>現に同居し、又は同居しようとする15歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にある者がある入居の申込みをした者</u> (4) <u>入居の申込みをした者及び同居しようとするその配偶者がいずれも県営住宅への入居予定日において40歳未満である者であって、かつ、その婚姻期間が婚姻の届出の日（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は、その事実を証明する書類におけるその事情が生じた日）から2年を経過していない者</u></p>	<p>(入居者資格) 第1条の3 略 2・3 略 4 条例第6条第2号アの規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1)・(2) 略 (3) 同居者に<u>小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</u></p> <p>(特別の事情があると認められる者) 第2条の2 条例第9条第2項第9号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)・(2) 略</p>

別記第1号様式中

(E) 世帯の種類	あてはまるものに○印をつけてください。 1 高齢者世帯 [申込者本人が60歳以上である単身者又は申込者本人が60歳以上であって、かつ、同居者のいずれもが60歳以上である者又は18歳未満の者であること。] 2 身体障害者世帯 (1級から4級) 3 身体障害者世帯 (5級・6級) 4 精神障害者世帯 (1級・2級) 5 精神障害者世帯 (3級) 6 知的障害者世帯 (A1・A2・B1) 7 知的障害者世帯 (B2) 8 難病患者世帯 9 戦傷病者世帯 10 原子爆弾被爆者世帯 11 5年以内の海外引揚者 12 ハンセン病療養所入所者等世帯 13 小学校就学前の子どものいる世帯 14 生活保護世帯 15 中国残留邦人等に係る支援給付受給者 16 母子・父子世帯 17 多子世帯 (18歳未満の児童を3人以上扶養) 18 配偶者からの暴力に係る被害者世帯 19 犯罪被害者等世帯 20 公共的な事業の施行に伴い立退きの要求を受けた世帯 21 東京電力原子力事故被害者世帯 22 雇用促進住宅の廃止に伴い退去する世帯 23 その他 (一般世帯など)
--------------	--

を

(E) 世帯の種類	あてはまるものに○印をつけてください。 1 高齢者世帯 [申込者本人が60歳以上である単身者又は申込者本人が60歳以上であって、かつ、同居者のいずれもが60歳以上である者又は18歳未満の者であること。]
--------------	--

2 身体障害者世帯（1級から4級まで）	13 15歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にある子供のいる世帯
3 身体障害者世帯（5級・6級）	14 生活保護世帯
4 精神障害者世帯（1級・2級）	15 中国残留邦人等に係る支援給付受給者
5 精神障害者世帯（3級）	16 母子・父子世帯
6 知的障害者世帯（A1・A2・B1）	17 多子世帯（18歳未満の児童を3人以上扶養）
7 知的障害者世帯（B2）	18 配偶者からの暴力に係る被害者世帯
8 難病患者世帯	19 犯罪被害者等世帯
9 戦傷病者世帯	20 公共的な事業の施行に伴い立退きの要求を受けた世帯
10 原子爆弾被爆者世帯	21 東京電力原子力事故被害者世帯
11 5年以内の海外引揚者	22 雇用促進住宅の廃止に伴い退去する世帯
12 ハンセン病療養所入所者等世帯	23 新婚世帯（婚姻後2年以内の夫婦（事実婚を含む。）でいずれも40歳未満）
	24 その他（一般世帯など）

に

改める。

附 則

この規則は、平成30年5月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第469号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項、第84条第1項及び第115条の9第1項の規定に基づき、指定訪問介護事業所、指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防訪問介護事業所の指定を次のとおり取り消したので、同法第78条第3号、第85条第3号及び第115条の10第3号の規定に基づき公示する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	取消年月日
3071300689	株式会社ビッグプラネット	ヘルパーステーションそら	和歌山県伊都郡かつらぎ町新田116番地の5	訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護	平成30.3.31

和歌山県告示第470号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051600132	なのはな園	有田郡有田川町庄3-2-4	児童発達支援	社会福祉法人ひまわり福祉会	有田郡湯浅町青木56-4-1	平成30.3.31

和歌山県告示第471号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051000184	サポートセンターあんず	橋本市隅田町下兵庫620 プラザ橋本	児童発達支援	トリプルスター合同会社	和歌山市松江1498-20	平成30.4.1

	303号室	放課後等デイサー ビス		
--	-------	----------------	--	--

和歌山県告示第472号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3051600 181	なのはな園	有田郡有田川町庄3 2-4	児童発達支援 保育所等訪問支援	社会福祉法人ひ まわり福祉会	有田郡湯浅町青木56 4-1	平成 30. 4. 1

和歌山県告示第473号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	辞 退 年月日
きのした薬局	東牟婁郡串本町西向837	—	木下雅代	平成 30. 3. 31

和歌山県告示第474号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
さくらの薬局上の 山支店	田辺市上の山一丁目14番33号	—	橋本早人	平成 30. 4. 1

和歌山県告示第475号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日

一般社団法人幹	紀の川市貴志川町長原528番地7	訪問看護	幹(みき)在宅看護センタ ー	平成 30.4.1
---------	------------------	------	-------------------	--------------

和歌山県告示第476号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
おくすり館uruco薬局	和歌山市六十谷226番地8	湯川アヤ	平成 29.10.1

和歌山県告示第477号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
幸生堂薬局	西牟婁郡白浜町日置981	梶田幾生	平成 29.10.1

和歌山県告示第478号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
調剤薬局ツルハドラッグ紀三 井寺店	和歌山市紀三井寺653番地	西川智也	平成 29.11.1

和歌山県告示第479号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日

さくらの薬局鮎川支店	田辺市鮎川565-1	玉井久生	平成 29.11.1
------------	------------	------	---------------

和歌山県告示第480号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
和歌山県立医科大学サテライト診療所本町	和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマビル5階	若山育郎	平成 29.12.1

和歌山県告示第481号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
おかむろ薬局	橋本市市脇一丁目65番	岡室昌博	平成 29.12.1

和歌山県告示第482号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社カルナエイト	和歌山市栄谷41-5 ヴィラ栄谷102号室	訪問看護ステーションこむすび	平成 30.2.1

和歌山県告示第483号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日

大陸薬局野崎支店	和歌山市北島89-3	大岡直貴	平成 30.4.1
----------	------------	------	--------------

和歌山県告示第484号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
エバグリーン薬局塩屋店	和歌山市塩屋五丁目67-1	井戸本直起	平成 30.4.1

和歌山県告示第485号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
有限会社愛ケアサービス	和歌山市東田中17番地の1	愛ケアサービス訪問看護ステーション	平成 30.4.1

和歌山県告示第486号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
一般社団法人幹	紀の川市貴志川町長原528番地7	幹（みき）在宅看護センター	平成 30.4.1

和歌山県告示第487号

次の病院について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 那智勝浦町立温泉病院
- 2 所在地 東牟婁郡那智勝浦町天満483-1

3 失効日 平成30年3月31日

和歌山県告示第488号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 独立行政法人国立病院機構和歌山病院
- 2 所在地 日高郡美浜町和田1138
- 3 有効期限 平成33年3月31日

和歌山県告示第489号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 那智勝浦町立温泉病院
- 2 所在地 東牟婁郡那智勝浦町天満1185-4
- 3 有効期限 平成33年3月31日

和歌山県告示第490号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 月山チャイルドケアクリニック
- 2 所在地 和歌山市小松原通一丁目3番地
- 3 有効期限 平成33年4月1日

和歌山県告示第491号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 高野町立高野山総合診療所
- 2 所在地 伊都郡高野町大字高野山631
- 3 有効期限 平成33年4月1日

和歌山県告示第492号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により信太村大字下中土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成30年3月11日退任）

職名	氏名	住所
理事	守内一泰	橋本市高野口町下中140番地
理事	森田育男	橋本市高野口町下中268番地
理事	裕照義	橋本市高野口町下中205番地
理事	田中頼清	橋本市高野口町下中121番地の2
理事	田中忠男	橋本市高野口町下中128番地
理事	裕和也	橋本市高野口町下中105番地の1
理事	守内長利	橋本市高野口町下中161番地
理事	石橋正次	橋本市高野口町下中272番地
監事	守内慶次	橋本市高野口町下中117番地
監事	田中耕治	橋本市高野口町下中102番地

和歌山県告示第493号

清算法人信太村大字下中土地改良区の清算人が退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

退任した清算人（平成30年3月11日退任）

氏名	住所
守内一泰	橋本市高野口町下中140番地
森田育男	橋本市高野口町下中268番地
裕照義	橋本市高野口町下中205番地
田中頼清	橋本市高野口町下中121番地の2
田中忠男	橋本市高野口町下中128番地
裕和也	橋本市高野口町下中105番地の1
守内長利	橋本市高野口町下中161番地
石橋正次	橋本市高野口町下中272番地

和歌山県告示第494号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小田井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第495号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき白浜町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値図化（家屋）、地図情報レベル1000（一部2500））
- 2 作業期間 平成30年1月22日から同年3月22日まで
- 3 作業地域 和歌山県西牟婁郡白浜町全域

和歌山県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡由良町大字大引字田子谷 大平赤パイノ内961番579地内	旧	7.40 ） 8.20	49.78	
同上	新	11.40 ） 22.10	49.78	

和歌山県告示第497号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡由良町大字大引字田子谷大平赤パイノ内961番579地内

供用開始の期日 平成30年4月13日

和歌山県告示第498号

昭和32年和歌山県告示第371号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

3 (2) 及び (3) を次のとおり改める。

(2) 基点の表示

- 基点1 北緯33度38分50秒2107 東経135度22分59秒6150の地点
- 基点2 北緯33度38分53秒5092 東経135度23分02秒2888の地点
- 基点3 北緯33度38分53秒5388 東経135度23分02秒4362の地点
- 基点4 北緯33度38分53秒5930 東経135度23分02秒4921の地点
- 基点5 北緯33度38分53秒5685 東経135度23分02秒6440の地点
- 基点6 北緯33度38分53秒5947 東経135度23分02秒6872の地点
- 基点7 北緯33度38分53秒5981 東経135度23分02秒7313の地点
- 基点8 北緯33度38分53秒5155 東経135度23分02秒8105の地点
- 基点9 北緯33度38分53秒4363 東経135度23分02秒8484の地点

基点10	北緯33度38分53秒3324	東経135度23分02秒8132の地点
基点11	北緯33度38分53秒2658	東経135度23分02秒7739の地点
基点12	北緯33度38分52秒9600	東経135度23分02秒9583の地点
基点13	北緯33度38分52秒7966	東経135度23分03秒0358の地点
基点14	北緯33度38分52秒5481	東経135度23分03秒1311の地点
基点15	北緯33度38分52秒3992	東経135度23分03秒2463の地点
基点16	北緯33度38分52秒3818	東経135度23分03秒2134の地点
基点17	北緯33度38分51秒9223	東経135度23分03秒5688の地点
基点18	北緯33度38分51秒7476	東経135度23分03秒7853の地点
基点19	北緯33度38分51秒6271	東経135度23分04秒0376の地点
基点20	北緯33度38分51秒5624	東経135度23分04秒3226の地点
基点21	北緯33度38分51秒5278	東経135度23分04秒6657の地点
基点22	北緯33度38分51秒4821	東経135度23分05秒1793の地点
基点23	北緯33度38分51秒0404	東経135度23分09秒5072の地点
基点24	北緯33度38分51秒0061	東経135度23分09秒7558の地点
基点25	北緯33度38分50秒9645	東経135度23分09秒9491の地点
基点26	北緯33度38分50秒8614	東経135度23分10秒3547の地点
基点27	北緯33度38分50秒7168	東経135度23分10秒7551の地点
基点28	北緯33度38分50秒5369	東経135度23分11秒1366の地点
基点29	北緯33度38分50秒3421	東経135度23分11秒4720の地点
基点30	北緯33度38分47秒8078	東経135度23分15秒4319の地点
基点31	北緯33度38分45秒9684	東経135度23分18秒2800の地点
基点32	北緯33度38分45秒9558	東経135度23分18秒2962の地点
基点33	北緯33度38分46秒2124	東経135度23分18秒5453の地点
基点34	北緯33度38分45秒9580	東経135度23分18秒9044の地点
基点35	北緯33度38分45秒6954	東経135度23分18秒6486の地点
基点36	北緯33度38分44秒1053	東経135度23分20秒8853の地点
基点37	北緯33度38分44秒3686	東経135度23分21秒1162の地点
基点38	北緯33度38分44秒1377	東経135度23分21秒4912の地点
基点39	北緯33度38分43秒8500	東経135度23分21秒2401の地点
基点40	北緯33度38分41秒6426	東経135度23分24秒2103の地点
基点41	北緯33度38分41秒8722	東経135度23分24秒5396の地点
基点42	北緯33度38分41秒5853	東経135度23分24秒8466の地点
基点43	北緯33度38分41秒3650	東経135度23分24秒5476の地点
基点44	北緯33度38分38秒9434	東経135度23分27秒2799の地点
基点45	北緯33度38分39秒1649	東経135度23分27秒6023の地点
基点46	北緯33度38分38秒8725	東経135度23分27秒8976の地点
基点47	北緯33度38分38秒6471	東経135度23分27秒5939の地点
基点48	北緯33度38分38秒3015	東経135度23分27秒9459の地点
基点49	北緯33度38分37秒2662	東経135度23分28秒9268の地点
基点50	北緯33度38分33秒5174	東経135度23分32秒4068の地点
基点51	北緯33度38分32秒2717	東経135度23分34秒4127の地点
基点52	北緯33度38分32秒0234	東経135度23分34秒8258の地点
基点53	北緯33度38分31秒8174	東経135度23分35秒1575の地点

基点54 北緯33度38分31秒6984 東経135度23分35秒5146の地点
基点55 北緯33度38分30秒0199 東経135度23分37秒5760の地点
基点56 北緯33度38分26秒0900 東経135度23分33秒1302の地点
基点57 北緯33度38分35秒1167 東経135度23分25秒4397の地点
基点58 北緯33度38分48秒0526 東経135度23分08秒9531の地点

(3) 指定区域

基点1から基点58までを順次結んだ線及び基点1と基点58を結んだ線により囲まれた区域

和歌山県告示第499号

昭和33年和歌山県告示第221号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成30年4月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

7 (2) 及び (3) を次のとおり改める。

(2) 基点の表示

基点1 北緯33度41分39秒0466 東経135度23分13秒7689の地点
基点2 北緯33度41分36秒4864 東経135度23分17秒9856の地点
基点3 北緯33度41分34秒5034 東経135度23分18秒1355の地点
基点4 北緯33度41分33秒9013 東経135度23分18秒5374の地点
基点5 北緯33度41分33秒3262 東経135度23分19秒6074の地点
基点6 北緯33度41分33秒9453 東経135度23分21秒2048の地点
基点7 北緯33度41分34秒3754 東経135度23分21秒4971の地点
基点8 北緯33度41分33秒9334 東経135度23分21秒7372の地点
基点9 北緯33度41分33秒7023 東経135度23分21秒8084の地点
基点10 北緯33度41分33秒1563 東経135度23分21秒2113の地点
基点11 北緯33度41分33秒1119 東経135度23分21秒1343の地点
基点12 北緯33度41分33秒0612 東経135度23分21秒0813の地点
基点13 北緯33度41分32秒9686 東経135度23分21秒0437の地点
基点14 北緯33度41分32秒8739 東経135度23分21秒0733の地点
基点15 北緯33度41分32秒8109 東経135度23分21秒1240の地点
基点16 北緯33度41分32秒7854 東経135度23分21秒1635の地点
基点17 北緯33度41分32秒7617 東経135度23分21秒2323の地点
基点18 北緯33度41分32秒6127 東経135度23分21秒5955の地点
基点19 北緯33度41分32秒4375 東経135度23分22秒0211の地点
基点20 北緯33度41分32秒3728 東経135度23分22秒2028の地点
基点21 北緯33度41分32秒2307 東経135度23分22秒5778の地点
基点22 北緯33度41分32秒1606 東経135度23分22秒8074の地点
基点23 北緯33度41分32秒1654 東経135度23分22秒8416の地点
基点24 北緯33度41分32秒1896 東経135度23分23秒0161の地点
基点25 北緯33度41分32秒1816 東経135度23分23秒2433の地点
基点26 北緯33度41分32秒0708 東経135度23分23秒4475の地点
基点27 北緯33度41分31秒9426 東経135度23分23秒5611の地点
基点28 北緯33度41分31秒8923 東経135度23分23秒5746の地点
基点29 北緯33度41分31秒8209 東経135度23分23秒5937の地点
基点30 北緯33度41分31秒7685 東経135度23分23秒6078の地点

基点31	北緯33度41分31秒6176	東経135度23分23秒5809の地点
基点32	北緯33度41分31秒5146	東経135度23分23秒5757の地点
基点33	北緯33度41分31秒4448	東経135度23分23秒5990の地点
基点34	北緯33度41分31秒3909	東経135度23分23秒6521の地点
基点35	北緯33度41分31秒3718	東経135度23分23秒6812の地点
基点36	北緯33度41分31秒3414	東経135度23分23秒8438の地点
基点37	北緯33度41分31秒3419	東経135度23分23秒8629の地点
基点38	北緯33度41分31秒3998	東経135度23分24秒0105の地点
基点39	北緯33度41分31秒4421	東経135度23分24秒0632の地点
基点40	北緯33度41分31秒5268	東経135度23分24秒1334の地点
基点41	北緯33度41分31秒5777	東経135度23分24秒2278の地点
基点42	北緯33度41分31秒4794	東経135度23分24秒3085の地点
基点43	北緯33度41分31秒3896	東経135度23分24秒3815の地点
基点44	北緯33度41分31秒2468	東経135度23分24秒3483の地点
基点45	北緯33度41分30秒6911	東経135度23分24秒8100の地点
基点46	北緯33度41分30秒7530	東経135度23分24秒8988の地点
基点47	北緯33度41分30秒7137	東経135度23分24秒9296の地点
基点48	北緯33度41分30秒6211	東経135度23分25秒0060の地点
基点49	北緯33度41分30秒5688	東経135度23分24秒9155の地点
基点50	北緯33度41分30秒4964	東経135度23分24秒8021の地点
基点51	北緯33度41分30秒4439	東経135度23分24秒7731の地点
基点52	北緯33度41分30秒3853	東経135度23分24秒7911の地点
基点53	北緯33度41分30秒2958	東経135度23分24秒8613の地点
基点54	北緯33度41分30秒0239	東経135度23分25秒2379の地点
基点55	北緯33度41分29秒7909	東経135度23分25秒5617の地点
基点56	北緯33度41分29秒4410	東経135度23分26秒0617の地点
基点57	北緯33度41分29秒3081	東経135度23分26秒1371の地点
基点58	北緯33度41分29秒2333	東経135度23分26秒1476の地点
基点59	北緯33度41分28秒9635	東経135度23分26秒1389の地点
基点60	北緯33度41分28秒7878	東経135度23分26秒1667の地点
基点61	北緯33度41分28秒5990	東経135度23分26秒2672の地点
基点62	北緯33度41分28秒3055	東経135度23分26秒4212の地点
基点63	北緯33度41分27秒6241	東経135度23分24秒3844の地点
基点64	北緯33度41分28秒6762	東経135度23分20秒6183の地点
基点65	北緯33度41分28秒6288	東経135度23分19秒7564の地点
基点66	北緯33度41分27秒5510	東経135度23分15秒3823の地点
基点67	北緯33度41分29秒6467	東経135度23分13秒8222の地点
基点68	北緯33度41分32秒7142	東経135度23分10秒6074の地点
基点69	北緯33度41分35秒3963	東経135度23分10秒5340の地点
基点70	北緯33度41分36秒4607	東経135度23分09秒3546の地点

(3) 指定区域

基点1から基点70までを順次結んだ線及び基点1と基点70を結んだ線により囲まれた区域

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第5号

平成30年度和歌山県職員採用 I 種試験を次の要綱により実施する。

平成30年4月13日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

平成30年度和歌山県職員採用 I 種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
一般行政職	通常枠	62人程度	知事部局又は教育委員会（県立学校を含む。）等における事務
	特別枠	5人程度	
警察事務職		4人程度	警察本部等における事務
情報職		2人程度	知事部局等における情報処理に関する業務並びに地域情報化推進及びICT利活用推進等に関する事務
総合土木職		12人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務
建築職		3人程度	知事部局等における県立施設の施工監理及び建築指導等の業務
電気職		1人程度	知事部局等における電気設備等の施工及び保守管理等の業務
化学職A		1人程度	知事部局等における公害の規制指導、検査分析及び試験研究等の業務
化学職B		1人程度	警察本部における犯罪鑑識の研究、法化学的鑑定、薬毒物の検査等の業務
農学職		7人程度	知事部局等における農業及び畜産に関する指導、普及並びに試験研究等の業務
林学職		5人程度	知事部局等における森林及び林業に関する指導並びに森林土木事業に関する施工監理等の業務
水産職		2人程度	知事部局等における水産に関する指導及び試験研究等の業務
法医鑑識職		1人程度	警察本部における犯罪鑑識の研究、法生物学的鑑定、DNA型検査等の業務

2 受験資格

(1) 次のアからウまでのいずれかの要件を満たす人

ア 昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人

イ 平成9年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成31年3月末日までに卒業見込みの人

ウ 人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	平成30年6月24日（日）	和歌山市 田辺市	平成30年7月上旬に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

第2次試験	【一般行政職特別枠以外の試験区分】 (個別面接①、論文試験、適性検査) 平成30年7月下旬の指定する1日 (個別面接②、集団討論) 平成30年8月下旬の指定する1日。ただし、集団討論は、一般行政職通常枠のみ実施する。	和歌山市	平成30年9月上旬に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
	【一般行政職特別枠】 (論文試験、適性検査) 平成30年7月中旬の指定する1日 (面接試験) 平成30年8月上旬の指定する1日		

4 試験の方法及び内容

(1) 一般行政職特別枠以外の試験区分

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数55題のうち40題を解答する選択解答制とする。 ア 選択解答出題分野 (社会科学、人文科学及び自然科学) 30題中15題を選択解答とする。 イ 必須解答出題分野 (文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈) 25題を必須解答とする。	2時間
	専門試験	600点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験 (択一式) 40題を全問必須解答とする。ただし、一般行政職通常枠及び警察事務職は、受験申込時に4科目 (法律、経済、総合A及び総合B) から1科目を選択するものとし、総合A又は総合Bを選択した場合は、60題中40題を選択解答する。また、総合土木職は、45題中25題を必須解答、残り20題中15題を選択解答とする。 なお、情報職は記述式及び択一式とする。	2時間
第2次試験	論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験 (1, 200字程度)	1時間30分
	面接試験	1,800点	人物、能力、性格等についての個別面接 (2回) 及び集団討論。ただし、集団討論は、一般行政職通常枠のみ実施する。	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	

(2) 一般行政職特別枠

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	120点	前記 (1) の第1次試験の教養試験と同内容	2時間
	専門試験 (択一式)	180点	前記 (1) 一般行政職通常枠の第1次試験の専門試験と同内容	2時間
	アピール論文試験	700点	高度な能力や実績等の特筆性及び取得の困難性並びにその能力等を得る過程で培った意欲、行動力及び精神力をアピールする論文試験 (文字数及び枚数の制限なし。)	1時間30分

第 2 次 試 験	論文試験	200点	前記 (1) の第2次試験の論文試験と同内容	1時間30分
	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接 (自身が培った能力等を県政にどのように生かすかなど。)	
	適性検査		前記 (1) の第2次試験の適性検査と同内容	

(注) 特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類等の提出を求めるが、その提出書類等に虚偽が判明した場合は、採用資格を失う。

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

ウ 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	科目	出題分野
一般行政職通常枠 一般行政職特別枠 警察事務職	法律	憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学・財政学
	経済	経済原論、財政学、経済史、統計学、経済事情、経済政策、憲法・行政法・民法
	総合A	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、教育学、社会福祉概論、社会学概論、心理学概論
	総合B	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、数学・物理・化学
情報職		数学・物理、情報・通信工学、情報基礎理論、通信・ネットワーク、システム開発・運用、情報セキュリティ、ICT関係の政策等
総合土木職		数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物等
建築職		数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
電気職		数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等
化学職A 化学職B		数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等
農学職		栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品科学等
林学職		森林政策・森林経営学、造林学(森林生態学及び森林保護学を含む。)、林業工学、林産一般、砂防工学等
水産職		水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学等
法医鑑識職		生物・化学、一般化学、分析化学、有機化学、生物有機化学、生物化学、植物栄養学、食品科学、応用微生物学、衛生等

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県ホームページの「例規・行政・統計・データ」欄の「電子申請」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

また、一般行政職特別枠に申し込む場合は、特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類を別途、平成30年5月25日まで（同日までの消印のあるものを有効とする。）に和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「I 種試験証明書類」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

(2) 受付期間

平成30年4月24日（火）午前10時から同年5月25日（金）午後4時まで受信したものを受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票等の交付

申込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した「申込完了通知メール」を自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。

写真票には、受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。採用の時期は、おおむね平成31年4月の予定である。

(2) 採用時の給料月額は、185,800円（平成30年4月1日現在の一般行政職の場合）で、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

このほか職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 点字等による受験

一般行政職については、点字受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、車椅子、ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する人も同様に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請システム」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、電子申請システムの「申込内容照会」から、5(3)の申込完了通知メールに記載した整理番号とパスワードを入力して、申込詳細画面に進み、画面上にある試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	請求できる人	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の午後3時から1週間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。